

意見書（案）第1号

選択的夫婦別姓制度を導入せず旧姓の通称使用の法制化を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	蛭澤征剛
賛成者	〃	中泉きよし

## 選択的夫婦別姓制度を導入せず旧姓の通称使用の法制化を求める意見書

さきの衆議院議員総選挙において争点の1つであった選択的夫婦別姓制度が、今国会において改めて議論され、制度の導入に関心が高まっているが、以下の4点により当該制度は導入すべきではないと考える。

1点目は、夫婦別姓が必然的に招く親子別姓によって、子どもへ与える悪影響の可能性を全く考慮していないことからである。

2点目は、選択的夫婦別姓の導入が夫婦それぞれのアイデンティティを重視する一方、子どものアイデンティティや家族の一体感への配慮が全くなされていないからである。なお、最高裁の判決では、婚姻に際して氏の変更を強制されない自由は、人格的利益ではあるが、人格権ではないと考えられ、現行の夫婦同姓制度は日本国憲法第14条等にも反してはいない。

3点目は、夫婦同姓制度は世界でも日本にしかないとの意見がある一方で、諸外国の氏制度はその国の歴史、文化を踏まえたまさに多様なものであり、日本の夫婦同姓制度もその1つであることから、何ら批判されるべきものではない。それどころか、世界に誇る日本の独自の文化であるとも言え、伝統的に培ってきた文化を一度変更してしまうと、元に戻すことは困難だからである。

4点目は、国民の多数が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいるからである。内閣府が令和4年3月に公表した調査によれば、選択的夫婦別姓の導入に賛成した人が28.9%である一方、夫婦同姓制度の維持に賛成、つまり選択的夫婦別姓に反対した人が27.0%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で合計69.2%となっている。そのため、まずは旧姓の通称使用の法制化を優先して実現することで、夫婦同姓によって不利益、不便を抱える国民を救済すべきであり、決して選択的夫婦別姓を拙速に導入すべきではない。

よって、本市議会は、政府に対し、安易に選択的夫婦別姓制度を導入することなく、課題の解決に向けて下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 旧姓の通称使用を拡充する法制度を優先的に創設すること。
- 2 選択的夫婦別姓制度に係る国民の見解、認識を正確に把握することの重要性に鑑み、慎重に国民の真意を把握すること。
- 3 選択的夫婦別姓制度が子どもに与える影響への研究、分析が不十分なことから、専門家等による調査のための委員会を設置すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明